

第1次定期監査結果（注意事項）に係る報告

令和4年（2022年）4月18日から5月27日までの間に実施した定期監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが早期の是正措置を促す必要があるものです。

令和4年（2022年）9月26日

熊本県監査委員事務局

① 行政

なし

② 収入

事項	内容	課題数
未収金対策	徴収努力はなされているものの、未収金が前年度末と比較して増加している。	1
手数料の調定	試験手数料について、収入調定時の入力誤りにより過徴収が発生している。	1
現金出納	現金出納簿に領収、払込みの記載がない月が複数あった。また、月締め及び年度末締めが行われていなかった。	1
使用料の算定	使用料について、適用単価誤り等により過徴収及び徴収不足が発生している。	1

③ 支出

事項	内容	課題数
委託料の支出事務	支出負担行為書及び支出命令書に金額を誤って入力し、支払不足が発生している。	1
	請求日から30日以内に支払うべきところ、30日を過ぎて支払っている。	1
	請求書の金額の誤りに気付かず支払を行い、過払が発生している。	1

④ 物品

事項	内容	課題数
公用車の毀損	公用車による自損事故、過失割合の高い物損事故が発生している。	2
物品の管理	備品として管理する物品を亡失している。	1

⑤ 財産

施設利用許可手続等	県と民間企業が共同で開いた催しについて、協定により使用料等が取り決められているものの、条例等に基づく手続等が行われていなかった。	1
-----------	--	---